

処 分 基 準

令和5年7月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第108条の3の5第1項
処 分 の 概 要：特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令
原権者(委任先)：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第108条の3の5第1項 (特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令)
処 分 基 準： 別紙「道路交通法に基づく特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令の 基準」のとおり
問 合 せ 先：警察本部交通部交通企画課自動運転対策係 (092-641-4141 内5047)
備 考：

別紙

道路交通法に基づく特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令の基準

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の3の5第1項の規定に基づき、福岡県公安委員会が特定小型原動機付自転車の運転者に対する特定小型原動機付自転車運転者講習（同法第108条の2第1項第15号に掲げる講習をいう。次条において同じ。）の受講を命ずる場合における基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受講命令を行う場合の基準)

第2条 福岡県公安委員会は、特定小型原動機付自転車の運転者が特定小型原動機付自転車危険行為（道路交通法第108条の3の5第1項に規定する特定小型原動機付自転車危険行為をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該運転者が当該危険行為をした日（以下「起算日」という。）から起算して過去3年以内にその他の特定小型原動機付自転車危険行為をした者であるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定小型原動機付自転車運転者講習の受講を命ずるものとする。

- (1) 交通事故により下半身不随となる等特定小型原動機付自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合
- (2) 既に特定小型原動機付自転車運転者講習を受けた者である場合であって、当該講習を受けた後の特定小型原動機付自転車危険行為が2回に満たないとき。
- (3) 起算日時点における年齢が16歳未満であるとき。

(補則)

第3条 この規程の運用に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。